

[資料 2]

後期高齢者医療制度の最近の動向について

令和6年10月

山口県後期高齢者医療広域連合



# 1 後期高齢者医療制度の最近の動向について

## (1) 令和6年度における被保険者証の年次更新について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）が公布され、令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方（3割負担の方を除く）の窓口負担割合が「2割」となった。

令和6年度については、例年どおり7月に全被保険者へ被保険者証を送付した。

被保険者証件数

(単位：人)

	1割負担	2割負担	3割負担	被保数合計
令和6年8月末日時点	199,371	51,977	12,876	264,224
令和5年8月末日時点	195,522	49,357	11,810	256,689
令和4年10月末日時点	191,034	49,382	11,263	251,679
令和4年8月末日時点	239,517	—	10,917	250,434

## (2) マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

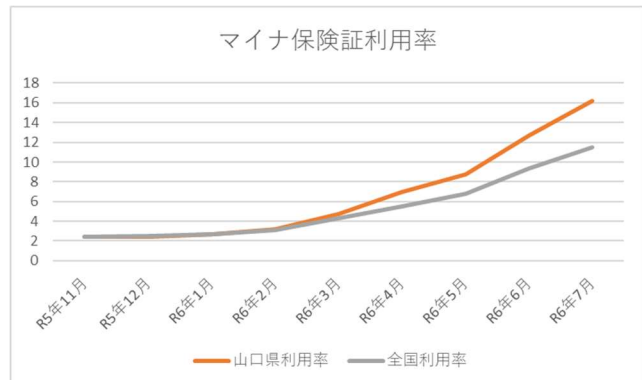
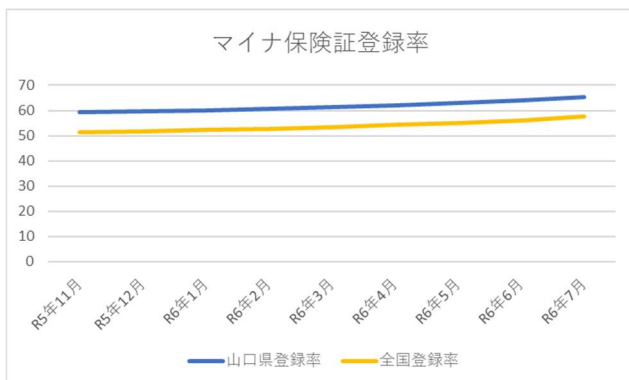
マイナ保険証保有者は被保険証の代わりにマイナンバーカードを医療機関等に持参し、顔認証もしくは数字4桁のパスワードにより本人確認を行うことで自己負担割合や医療費の自己負担限度額についての情報を病院へ提供されている。

現時点でのマイナ保険証の登録をされた後期高齢者は下表のとおりとなっている。少しずつではあるが保有率は上昇している。また、外来診療においてマイナ保険証の利用率についても医療機関の協力もあり、数字が上昇してきている。

山口県後期高齢者医療加入者でのマイナ保険証登録率及び利用率

	山口県		全国	
	登録率	利用率	登録率	利用率
令和6年7月末日	65.44%	16.19%	57.55%	11.53%
令和5年11月末日	59.27%	2.41%	51.42%	2.43%

※利用率は、外来レセプトにより算出



(3) 被保険者証の廃止に伴う今後の取扱いについて

令和5年12月22日の閣議決定により被保険者証の廃止日が令和6年12月2日となり、廃止日以降に新たに被保険者証を発行することはできなくなる。

この国の決定を受け、山口県後期高齢者医療広域連合での取扱いは次のとおりとする。

- **被保険者証の廃止:**
  - 令和6年12月2日から、現行の被保険者証の新規発行が停止されます。
  - 令和6年12月1日までに交付している被保険者証については令和7年7月31日まで使用できます。
- **マイナ保険証の利用:**
  - 被保険者証の代わりに、マイナンバーカードを健康保険証として利用する「マイナ保険証」が基本となります。
  - マイナ保険証を利用することで、医療機関での受診がスムーズになります。
- **資格確認書の交付:**
  - マイナ保険証を保有していない方には、「資格確認書」が交付されます。
  - 令和7年7月31日までは、マイナ保険証保有状況によらず「資格確認書」が交付されます。
  - 令和7年8月以降、マイナ保険証未登録者には「資格確認書」が交付されます。
  - 資格確認書を提示することで、従来通りの保険診療を受けることができます。
- **資格情報のお知らせ:**
  - 令和7年8月以降、マイナ保険証の登録者には「資格情報のお知らせ」が送付されます。
  - このお知らせには、被保険者資格等の基本情報が記載されており、マイナ保険証の利用を促進します。
- **特定疾病療養受給証:**
  - 引き続き交付され、申請に基づき「資格確認書」に特定疾病区分を併記することが可能です。
- **限度額適用認定証、限度額・標準負担額減額認定証:**
  - 被保険者証と同様に廃止となります。
  - 令和6年12月1日までに交付している認定証については令和7年7月31日まで使用できます。
  - 令和6年12月2日以降は必要に応じて申請していただき、「資格確認書」に必要事項を記載したものを交付します。
- **令和7年8月1日から影響がある対応内容:**
  - (要配慮者について) 家族や介護事業者から支援を受けて医療機関を受診する場合などでマイナ保険証が利用できない事情がある方には、申請により「資格確認書」が交付されます。
  - (マイナ保険証利用登録解除について) マイナ保険証を保有しているが廃止手続きを希望する場合は、お住いの市役所(町役場)へ申請により保険者でマイナ保険証の廃止を行い、手続き後に職権で「資格確認書」が交付されます。

	形状	取得	使用方法
被保険者証	はがきサイズ	令和6年12月1日まで発行	医療機関へ提示
資格確認書	はがきサイズ	令和6年12月2日以降に年齢到達や住所変更などの事由が発生した場合 ※令和7年7月までは該当者全員へ職権で発行	医療機関へ提示
マイナ保険証	マイナンバーカード	マイナンバーカードを保有している方で保険証利用登録をした場合	医療機関に設置されている機器で読み取り
資格情報のお知らせ	A4用紙	令和7年7月まで職権での発行はしない。 ※令和7年8月1日時点でマイナ保険証を取得されている場合	医療機関で機器の故障等でマイナ保険証が使用できない場合にマイナ保険証と資格情報のお知らせを提示

※令和6年12月2日以降は限度額認定証、限度額・標準負担額減額認定証の新規発行はしない。必要な方は申請に基づき資格確認書へ追記する。

#### (4) 次期標準システムのクラウド化への対応について

後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム）の機器更改については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）などを踏まえ、標準システムの開発元である国民健康保険中央会において、クラウド化に向けた準備を進めている。厚生労働省から令和7年3月中にシステムの移行作業を完了するよう全広域連合へ指示されており、山口県後期高齢者医療広域連合では県内19市町と連携を図りながらシステムの移行が完了できるよう取り組んでいるところである。短い期間でクラウド化へ移行を実施するため作業手順をしっかりと確認しながら安定したシステム運用が図れるよう事業を推進してまいりたい。

別添 2 資格確認書（はがき型）

様式第〇号

（表 面）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">後期高齢者医療資格確認書</div>		
有効期限    年    月    日 交付年月日    年    月    日		
被 保 険 者 番 号		
被 保 険 者	住            所	
	氏            名	性別
	生 年 月 日	年    月    日
資 格 取 得 年 月 日		年    月    日
負 担 割 合 ・ 発 効 期 日		年    月    日
適 用 区 分 ・ 発 効 期 日		年    月    日
長 期 入 院 該 当 日		年    月    日
特 定 疾 病 区 分 ・ 発 効 期 日		年    月    日
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"> <span style="border-right: 1px dashed black; width: 25%;"></span> <span style="border-right: 1px dashed black; width: 25%;"></span> <span style="border-right: 1px dashed black; width: 25%;"></span> <span style="border-right: 1px dashed black; width: 25%;"></span> </div>	

※資格確認書の大きさは、被保険者証と同じはがきサイズ  
縦128mm、横91mm